

東北学術研究インターネットコミュニティ憲章

平成 8 年 5 月 3 0 日制定

平成 3 0 年 4 月 2 4 日改正

（目的）

1. 東北学術研究インターネットコミュニティは、東北地区において学術研究・教育活動を支援するコンピュータネットワーク環境の発展に貢献することを目的とする。

（活動）

2. 東北学術研究インターネットコミュニティは、参加組織間のネットワーク運用に関するコミュニティを活性化し、学術インターネット社会の一員として活動するものとする。

（運営）

3. 東北学術研究インターネットコミュニティは、参加する全ての組織の相互協調により運営される。また、全ての参加者に開かれた場による議論を奨励し、運営に反映する。

附 則

- 1 この憲章は、平成 8 年 5 月 3 0 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 東北学術研究インターネット憲章（平成 4 年 1 2 月 2 2 日制定）は、廃止する。

附 則（平成 3 0 年 4 月 2 4 日改正）

この憲章は平成 3 0 年 4 月 2 4 日から施行する。